

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県北部老人福祉総合エリア	所在地	大館市十二所字平内新田237-1
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

1 施設の概要														
設置目的	利用者一人一人が、豊かで安らぎのある自分らしいライフステージを築けるようサポートするとともに、地域・世代間交流、健康増進、生きがいづくりの拠点として、多様なサービスを提供する。													
県の施策上の施設の位置付け	なし													
設置年	1999年	経過年数	27年	目標使用年数	60年	残年数	33年	施設面積	7,327.28㎡					
施設の設置状況	コミュニティセンター、屋内運動広場、温室、テニスコート、多目的広場 等													
県内類似施設	貸館：大館市立中央公民館（大館市） 運動施設：花岡総合スポーツ公園（大館市） 保養施設：大館市たしろ温泉ゆつぷら（大館市）保養施設：ふるさわ温泉					東北各県類似施設	岩手県立福祉の里センター（岩手県）							
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	存続	利用者の安全に配慮し、計画期間中は機能維持のための修繕を実施しつつ、必要に応じて方針の見直しを行う。												
料金制	利用料金併用制	主な料金設定	別紙による											
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間	・休館日／毎週月曜日 ・開館時間／午前9時～							
指定管理業務の内容	①使用の許可、使用の許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務②施設及び設備の維持管理に関する業務③施設の利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務					自主事業の内容	①スポーツ大会 ②各種趣味・創作教室及び健康づくり教室							
サウンディング実施対象	○	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7	
			44,465	43,576	60,501	65,452	61,192		13,241	17,452	20,618	22,016	23,388	
収支決算（千円）	項目		R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
	収入	利用料収入	13,241	17,452	20,618	22,016	23,388	年間利用者数	年間利用者数については、前年度比93.5%と減少した。主な要因として、入浴休憩利用者を対象とした「毎週水・木曜日ポイント2倍キャンペーン」を8月で終了したことによる反動減が挙げられる。また、県内におけるクマの出没情報の増加により外出を控える傾向が見られたことに加え、冬期間の大雪による積雪および道路状況の悪化も利用減少に影響した。さらに会議・研修利用の減少に伴い会議室・研修室・多目的ホールの利用が減少したほか、屋内運動広場については少子化の影響により保育園・幼稚園・こども園の利用が減少した。クマ出没情報の影響により屋外テニスコートの利用も減少した。					
		指定管理料	113,207	112,350	111,506	110,674	109,853							
		その他収入	536	608	916	6,249	5,669							
		合計	126,984	130,410	133,040	138,939	138,910							
	支出	人件費	50,092	51,930	51,525	53,889	53,533	収支決算	収入については、前年度に比べ利用者数が減少しているが、利用料金の改定により、利用者数の減少分をカバーすることで収入増となっている。また、物価高騰の影響に伴う指定管理者臨時支援事業費補助金により、物価高騰分を補填できている。支出については、令和6年度は25周年を迎えるということで、通常の感謝祭以外にも25周年記念イベントを実施するなど、例年よりイベントも多くなり支出も増加したが、令和7年度は例年どおりの運営となり支出も同様となった。					
		光熱水費	29,430	34,438	34,536	37,991	37,617							
		修繕費	2,900	2,699	4,686	3,778	3,541							
		委託料	19,520	19,556	19,052	22,915	21,777							
		その他支出	19,223	22,210	20,895	22,598	20,214							
合計	121,165	130,833	130,694	141,171	136,682									
収支差		5,819	▲ 423	2,346	▲ 2,232	2,228								

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県北部老人福祉総合エリア	所在地	大館市十二所字平内新田237-1
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

2 <観点I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

運営方針・施設の利用目標					
目標・実績	目標の内容	利用者数 68,329人			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	50,269	58,306	68,329	年間利用者数については、前年度比93.5%と減少した。主な要因として、入浴休憩利用者を対象とした「毎週水・木曜日ポイント2倍キャンペーン」を8月で終了したことによる反動減が挙げられる。また、県内におけるクマの出没情報の増加により外出を控える傾向が見られたことに加え、冬期間の大雪による積雪および道路状況の悪化も利用減少に影響した。
	実績	60,501	65,452	61,192	
	達成率	120.4%	112.3%	89.6%	
具体的な取組とその効果	利用者増に向けたSNS（インスタグラム・X）を活用したPR活動の展開、グラウンド・ゴルフ大会、ユニカル交流会等の交流事業を実施した。また、リズムエクササイズ等の健康教室を開催したほか、木工教室の継続実施や茶道教室の試行により多様な生きがいづくりの機会を提供した。さらに、保育園との世代間交流事業を実施した。取組み自体は一定の効果が認められる一方で、外的要因および社会動向の影響が上回り、結果として目標値を下回る結果となった。				
次年度の目標	目標の内容	利用者数 66,836人			
	設定の根拠	前年度は、外的要因の影響等により目標利用者数を達成できなかったことから、取組内容の強化と利用回復を見込み、令和8年度は利用者数66,836人の目標を新たに設定する。			
<観点I> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	B	目標値は達成できなかったため、B評価とする。		
	県所管課	B	外的要因の影響等により目標を達成出来なかったが、各自主事業の利用者増に向けてSNSで積極的にPR活動をしたことについては評価できる。利用者数について外的要因や社会的動向などの影響を受ける部分はあるが、それらの影響を受けにくい自主事業の開催など更なる工夫をして利用者数の増加に努めてもらいたい。		

3 <観点II> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績 (%)	85.5	82.5	85	前年度に寄せられた具体的な不満点に対して、PDCAサイクルを回して一つひとつ着実に実行・検討した結果2.5%増となった。
	具体的な取組とその効果	利用者満足度調査や宿泊客アンケート調査を実施し、利用者の意見や要望について対応可能なものは即時対応し、利用者サービスの向上に務めた。			
<観点II> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	利用者からの要望に対し、迅速に実効性のある対応を行っている点や個別のニーズに寄り添う柔軟な接遇に取組んでいるため、A評価とする。		
	県所管課	A	前年度の不満点やアンケートの要望に対し、迅速な即時対応と着実なPDCAサイクルを実行し、2.5ポイント増という成果を上げたなど、更なる利用者満足度の向上に取り組んでいる。		

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県北部老人福祉総合エリア	所在地	大館市十二所字平内新田237-1
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	①	②			
モニタリング項目	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	A	A
		② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	A	A
		③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A
		④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	A
		⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等	A	A
		⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A
		⑦ 安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A
		⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	A	A
		⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A
	サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
		⑤ 広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	A
⑥ 利用者の相談・意見・苦情		ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等	A	A	
⑦ 課題への対応		利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等	A	B	

<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）
	指定管理者	A	施設の管理運営等について指定管理業務を適正に行っているためA評価とする。
県所管課	A	指定管理業務について、利用者数が減少した中でも適正に実施されている。今後も適正な管理運営体制を維持し、県民サービスの向上に努めてもらいたい。	

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県北部老人福祉総合エリア	所在地	大館市十二所字平内新田237-1
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方

県の施策の達成状況	地域・世代間交流や生きがいづくりの拠点として、子どもからお年寄りまで様々な年齢層に利用されており、利用者の健康増進及び生きがいづくりの創出に寄与している。
施設運営の課題	建設から27年が経過し、施設の老朽化が課題となっている。
今後の方向性	施設の安定運営に必要な修繕を実施しながら、利用者の増加を目指す。

6 外部有識者委員会による評価（提言）

評価(提言) 令和5年度	施設の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料部門の利用者が前年度比に大幅に増加している中で、経費総額を前年度比7%増で抑えたのは評価できる。</li> <li>・感染症や自然災害が発生した際を見据えたBCP(業務継続計画)を策定していることは評価できる。様々な激甚災害等が発生している最近の状況を踏まえ、引き続き状況に即した見直し等を進めていただきたい。</li> <li>・厳しい収支状況が続いていることから、経営改善について検討が必要と考える。ただし、集客強化によって経営改善を図る施設ではないと考えられることから、ユーティリティコストの上昇分を現行の指定管理料の範囲でどのように対応するのか検討が必要と考える。しかし、指定管理料のみならず、魅力的なイベント開催等による更なる誘客に努めて、利用料収入の更なる増加に向けた取組も進める必要があると考える。</li> </ul>
	県の施策達成に向けた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流や生きがいづくりの拠点としての役割を十分に果たしている施設であると考えられることから評価できる。利用者の安全確保と利便性、サービスの提供維持を目的とした計画的な施設修繕を怠らないようにしていただきたい。</li> <li>・健康増進は、間接的にあらゆる面で効果をもたらしていると感じており、対象地域の医療費低減にも繋がっている可能性も考えられることから、取組を継続していきたい。</li> <li>・施設の老朽化への対応について検討が必要と考える。県や関係市町村の支援が可能なかを含めた検討や、設備導入等に関して緊急度を踏まえた優先順位を整理した「設備投資計画」等の策定も必要ではないかと考える。</li> </ul>
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和5年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPIについては、施設で定めた年間計画に基づき、必要な見直しを行うと共に避難訓練や研修を実施する。</li> <li>・経営改善については、利用料金に対する費用の割合が高いため費用削減が鍵となるが、物価高騰、特にユーティリティコストが上昇していること、施設の老朽化に伴う修繕費用の上昇などマイナスの要素が多い。固定費の更なる見直しを行いながら可能な限り経費の節減を図っていく。</li> <li>・季節毎にイベントを企画、開催し、それをSNS等による情報発信を進めていくこと、また、顧客満足度調査やアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、利用者サービスの向上を図ることで集客に努め利用料収入の増加に繋げていく。</li> </ul>
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の修繕及び老朽化への対応については、修繕の優先順位等を考慮して策定した「あきた公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、計画的な修繕ができるよう関係機関と協議を図っていくが、県全体としての修繕の優先順位の整理については、この協議の中で整理されるものと考えている。</li> <li>・健康増進活動については、老人福祉総合エリアの設置目的となっており、この目的の達成に向け、引き続き高齢者の健康増進に繋がるような事業が展開されるよう、指定管理者に働きかけていきたい。</li> </ul>
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状はハザードマップ等に変更がない状況であるが、最新の情報を把握するとともに、避難訓練等によりBCPの実効性を高めた。</li> <li>・物価の高騰や施設の老朽化等により大変厳しい経営状況が続いているため、引続き経費削減の見直しを図りながらもサービスの提供維持に努めた。</li> <li>・季節毎にイベントを企画、開催し、それをSNSやホームページ等による情報発信を行った。また、顧客満足度調査やアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、利用者サービスの向上を図ることで集客に努めた。</li> </ul>
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の修繕及び老朽化への対応については、「あきた公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、計画的な修繕ができるよう関係機関と協議を図っていくが、必要性、緊急性等を踏まえて優先順位を精査しながら、今後も取り組んでいきたい。</li> <li>・健康増進活動については、グラウンド・ゴルフ大会、ユニカール交流会等の交流事業やリズムエクササイズ等の健康教室などの事業が展開されており、高齢者の健康増進に繋がる活動を継続している。引き続き、健康増進、生きがいづくりの拠点として、多様なサービスを提供できるように、指定管理者と連携して活動を進めたい。</li> </ul>

○秋田県北部老人福祉総合エリア条例

平成十七年七月八日  
秋田県条例第六十三号

秋田県北部老人福祉総合エリア条例をここに公布する。

秋田県北部老人福祉総合エリア条例

(設置)

第一条 高齢者に対し、健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するため、秋田県北部老人福祉総合エリア(以下「エリア」という。)を大館市十二所字平内新田二百三十七番地の一に設置する。

(使用の許可)

第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール、茶室、文芸室、陶芸室、木工室、料理室及び宿泊室
- 二 屋内運動広場
- 三 テニスコート

(平二六条例四三・全改)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券による使用料については、これを発行するときに徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 エリアの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてエリアの管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第十条 第七条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設を使用す

る者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、[第四条](#)から[第六条](#)までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、[前項](#)の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、[同項](#)の承認をしなければならない。

一 [別表](#)の規定を基準として定められていること。

二 [第八条第一項各号](#)に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、[第一項](#)の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、[第一項](#)の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。

(令七条例二・一部改正)

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰ることができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、[次項](#)の規定は、公布の日から施行する。

2 [第十一条](#)の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成一八年条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四三号)抄

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則(令和七条例第二号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則(令和七条例第二〇号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表(第四条、第十一条関係)

(平一八条例一四・平二六条例四三・平二八条例三七・平三一条例一四・令七条例二〇・一部改正)

一 コミュニティセンター

(一) 施設使用料

区分	使用料の額
会議室	一時間につき 一、四六〇円
研修室	一時間につき 一、六九〇円
視聴覚室	一時間につき 一、六九〇円
多目的ホール	一時間につき 二、八二〇円
茶室	一時間につき 九七〇円
文芸室	一時間につき 一、四六〇円

陶芸室		一時間につき 一、六九〇円
木工室		一時間につき 一、六九〇円
料理室		一時間につき 一、六九〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、三二〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、六六〇円
	一般	一人一泊につき 三、六一〇円

備考

- 一 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 四 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

(二) 設備使用料

区分	使用料の額(一式一回につき)
スライド用映写機	六六〇円
オーバーヘッドプロジェクター	六六〇円
プロジェクター	六六〇円
ビデオテープレコーダー	六六〇円

(三) 休憩使用料

区分	使用料の額	
小学校児童	一人一回につき 三三〇円	
一般	一人一回につき 六八〇円	
回数券(六回券)	小学校児童	一、六九〇円
	一般	三、三八〇円

備考 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

二 屋内運動広場及びテニスコート

区分	使用料の額
屋内運動広場	一面一時間につき 四八〇円
テニスコート	一面一時間につき 四八〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。